

特殊勤務手当実績の登録の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																									
市岡高等学校	合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導の生徒引率業務について、教員特殊業務手当が未払となっているものがあった。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。																									
	<table><tr><td>職員</td><td>事実発生時期</td><td>件数</td></tr><tr><td>A</td><td>令和5年8月</td><td>2件</td></tr></table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和5年8月	2件	【部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について（通知）（平成24年7月31日 教育長）】 2 教職員による部活動指導の服務上の取扱い（別紙1） （1）生徒引率（指導）を伴う場合 ⑤ 合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導 合宿等は、本来、勤務場所である学校で行う部活動を、顧問である教職員の自発性、生徒の自主性に基づいて企画され、学校を離れて泊を伴う活動として行うものであり、原則として、旅費が公費から支給されるものではない。 しかしながら、合宿等が学校管理下で行われることから、学校運営に支障のない限り、要勤務日については、正規の勤務時間を勤務したものとして取り扱うこととし、週休日等については、教員特殊業務手当の支給対象とする。合宿等の期間中は、公務災害基金に公務災害の適用を求めている。 なお、合宿等については、できるだけ週休日等の実施は避けることが望ましい。 （別紙1） <table><tr><td></td><td></td><td>旅費の公費支出</td><td>教員特殊業務手当</td></tr><tr><td rowspan="5">生徒引率（指導）を伴う場合</td><td>①公式戦への参加</td><td>可</td><td>—</td></tr><tr><td>②勤務時間内の部活動指導</td><td>可</td><td>—</td></tr><tr><td>③平日の勤務時間外の部活動指導</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>④週休日等の部活動指導</td><td>—</td><td>対象</td></tr><tr><td>⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導</td><td>—</td><td>週休日対象</td></tr></table>			旅費の公費支出	教員特殊業務手当	生徒引率（指導）を伴う場合	①公式戦への参加	可	—	②勤務時間内の部活動指導	可	—	③平日の勤務時間外の部活動指導	—	—	④週休日等の部活動指導	—	対象	⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導	—
職員	事実発生時期	件数																									
A	令和5年8月	2件																									
		旅費の公費支出	教員特殊業務手当																								
生徒引率（指導）を伴う場合	①公式戦への参加	可	—																								
	②勤務時間内の部活動指導	可	—																								
	③平日の勤務時間外の部活動指導	—	—																								
	④週休日等の部活動指導	—	対象																								
	⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導	—	週休日対象																								
措置の内容																											
検出事項について、勤務実態を確認した上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。																											
検出事項の原因は、職員が教員特殊業務手当の申請について失念したことと、直接監督責任者が、教員特殊業務手当が発生しているのにもかかわらず失念し、該当職員に申請を促さなかったことにある。																											
再発防止に向けて、関係職員に対して、教員特殊業務手当の申請を適正に行うよう周知を行うとともに、手当担当者及び直接監督責任者が手当や旅費の申請状況を定期的に確認することでチェック体制を強化した。																											

今後は法令に基づき適正な事務処理を行う。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月27日）